

質問書に対する回答

件名) 千葉管理事務所管内 (上り線) 舗装補修工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書19-4-2において、床版防水工の下地処理方法について記載されておりますが、設計図79/81~81/81の床版防水工詳細図において示されております端部防水についても、各項目の下地処理と同様の工法で行うと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりに考えください。
2	床版の端部防水に係る費用は、床版防水工の各項目に含むと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりに考えください。
3	切削オーバーレイ工及び路面切削工の廃材運搬に係る有料道路料金について、貴発注の他工事では割掛け対象表参考内訳書に区間及び台数が明示されておりましたが、本工事では明示していただけないでしょうか。また、当該金額を前出の各項目に計上してよろしいのでしょうか。	特記仕様書19-3-11「支払」及び19-6-6「支払」に記載のとおり、廃材等の運搬に必要な有料道路通行料金費用は、関連する契約単価項目に含みます。
4	例年3月1日をもって、公共工事労務単価の改定がなされておりますが、本年においても同様の措置がなされた場合、入札時の労務単価は改定前と改定後のどちらの単価を用いたらよろしいのでしょうか。また改定前の単価を用いて応札した場合、落札後に労務単価スライドによる変更を行えるのでしょうか。	当社では、令和3年3月1日に工事、調査等業務（以下（工事等）という。）の工事費等の算出に用いる設計労務単価及び設計技術者単価について改定を行い、現在、入札手続き中の工事等で令和3年3月19日以降の日を入札（見積）書の提出締切日（入札前価格交渉方式の対象工事は最終見積書の提出締切日）とする工事等から改定後の設計単価を用いることとしております。 詳細はHPをご覧ください。 https://www.e-nexco.co.jp/bids/sekisan/#tanka